



## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 松本 俊男（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と  
「平成28年度皇居外苑濠水環境管理検討調査業務」（以下「業務」という。）について、  
次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成29年3月29日

納入場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に

対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

#### （秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)


第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲 住所 東京都千代田区皇居外苑1-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局  
皇居外苑管理事務所長 松本 俊男 

乙 住所  
氏名 

## 平成 28 年度皇居外苑濠水環境管理検討調査業務 特記仕様書

### 1. 件名

平成 28 年度皇居外苑濠水環境管理検討調査業務

### 2. 業務の目的

皇居外苑濠は、皇居の景観の主要な構成要素であり、江戸城の遺稿、都心にあつて貴重な水と緑の環境としても重要な位置づけにある。

外苑濠の水環境については、昭和 40 年に玉川上水からの補給水が停止し外部からの水源がなくなったこと、東京都の合流式下水道からの雨水・汚水の雨天時越流等により水質の悪化が進み、一部の濠におけるアオコの大量発生が問題となっており、近年は、水質の向上に伴い水生植物の増加による課題も生じている。

このため、環境省では東京オリンピック・パラリンピックとその後を見据え平成 28 年度以降の対策を効果的、計画的に進めるため、皇居外苑水環境改善計画を策定した。

本業務では、本計画の実施を図るため、かいぼりの実施計画書の作成および調査、局所的・一時的対策に関する検討、水生植物の適切な管理の検討等を行うものである。調査検討にあたり学識者の意見を聴くこととし、皇居外苑濠水環境管理検討会を設置するものとする。

### 3. 業務の内容

#### (1) 計画準備

皇居外苑濠水環境管理権等調査業務にあたり、業務の実施方針、方法、工程、人員配置等を定める。

#### (2) 水環境モニタリング

##### ア. 基礎調査

皇居外苑管理事務所が月に 1 度実施している濠水水質調査（以下「定期水質調査」とする）、巡視観測等の調査結果をとりまとめ、状況を総合的に把握する。定期水質調査の調査項目は別紙とし、植物プランクトン調査においては、分布状況や優占種の変遷等を個体数及び体積換算にて把握する。

##### イ. 水生植物調査

皇居外苑濠のうち、沈水植物の生育が確認されている桜田濠を代表濠として、水生植物相調査、水生生物生育分布調査を実施する。調査時期は夏期、冬期に実施し、既調査結果と比較し、水生植物の分布状況やバイオマス量の経年変化を把握する。

また、水生植物の確認されている濠（牛ヶ淵、清水濠、大手濠、桔梗濠、蛤濠、凱旋濠）においては夏期に水生植物の生育分布調査を行う。

##### ウ. プランクトン調査

桜田濠の 1 地点（定期水質調査地点）1 層において動物プランクトン調査を行う。調査は水生植物調査と同様の夏期、冬期に実施し、既存調査結果と比較し、プランクトン

の分布状況や優占種の変遷等を把握する。

#### エ. 埋土種子発芽試験

平成 25 年度より継続している土壌シードバンクの発芽試験について、経過観察を継続して行い、皇居外苑濠における水生植物の潜在性について把握する。実施場所は千葉県立中央博物館及び平成 27 年度に危機分散のため株分けを行った皇居外苑管理事務所とする。

### (3) 底泥対策の検討

底泥対策として、千鳥ヶ淵でかいぼりの試行を行い、（実施予定期間：12 月上旬～2 月上旬）その結果を踏まえ、来年度から各濠でかいぼりを実施する予定である。このため、以下のとおり調査及び実施計画書の作成を行う。

#### ア. 千鳥ヶ淵かいぼり試行計画の作成

今年度実施予定の千鳥ヶ淵におけるかいぼり試行のため、排水・復水方法の具体的検討、かいぼり試行の実施工程計画等を実施し、かいぼり試行計画を作成する。既存検討から、かいぼり実施の告知や事前確認の期間を勘案して、余裕を持って検討することとする。

#### イ. かいぼり実施中及び実施前後の水環境モニタリング及びとりまとめ

今後のかいぼり実施の基礎資料とするため、かいぼり期間中に以下のようなモニタリングを実施し、本業務での調査結果及びその他業務（湧き水調査、魚類調査、廃棄物調査等）の結果をとりまとめる。

##### ①千鳥ヶ淵水環境モニタリング

かいぼり実施中及び前後の千鳥ヶ淵の水位、底泥状況、臭気等についてモニタリングを行う。臭気はかいぼり実施中に現地の臭気指数の測定及び特定悪臭物質（3 項目程度、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等）の測定をする。

##### ②かいぼり実施中の他濠への影響調査

他濠での同様の対策を実施する際の基礎資料とするため、かいぼり実施中の下流濠の水質調査を実施する。桜田濠、清水濠、日比谷濠を対象とし、4 回程度行う。（分析項目：pH、COD、SS、DO、T-N、T-P、chl-a）

##### ③かいぼり試行暫定結果のとりまとめ

上記①、②の結果及び、本業務以外から得られた情報をとりまとめ、暫定的なとりまとめを行う。

### (4) 補給水の確保に係る検討

新たな補給水として検討してきた地点の関係機関との経緯及び進捗状況を整理し、各関係機関と継続的に情報交換を行いつつ、皇居外苑濠に適した補給水の有無について把握する。

### (5) 水生植物の適切な管理の検討

#### ア. 多様な生物相の実現に向けた検討

桜田濠を中心として近年増加傾向にある水生植物について、多様な生物相への変遷につなげるための調査計画を立案する。

#### イ. 刈取り水草の適切な処理方法の検討

桜田濠等で定期的実施している水生植物の刈取り後の適切な処理方法について検討する。

### (6) 局所的・一時的な水質対策公募詳細仕様の作成

#### ア. アオコ発生状況モニタリング

局所的一時的対策の具体的対象の検討のため、アオコの大量発生の懸念される濠についてアオコの発生状況・集積状況を把握するための調査方法を検討し、これに基づき調査を実施する。

#### イ. 公募詳細仕様案等の作成

上記アの結果も踏まえ、局所的一時的な水質対策を平成 29 年度から一般に技術を公募予定であるため、公募詳細仕様案及び対策実施に至る手順書案を作成する。

### (7) 情報発信の検討

皇居外苑濠の有する特性を踏まえて、実施可能な情報発信方法を検討する。過年度検討した情報発信媒体及び内容の精度を高め、新たな情報発信の展開について検討する。

### (8) 検討会の運営

本業務の実施にあたり、「(仮称)平成 28 年度皇居外苑濠水環境管理検討会」を開催し、学識者等から指導・助言を受けるものとする。検討会の委員は 7 名程度とし、検討会の開催は 2 回を予定する。会場は環境省皇居外苑管理事務所会議室とし、日程調整、案内通知、資料作成、議事録作成、検討会開催に係る一切の庶務を行うものとする。なお、検討会に際しては、委員に対して旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は検討員 1 人に対して 1 回あたり 17,700 円を支給するものとする。

#### 【検討会会員一覧】(予定)

所属	職名	最寄り駅	謝金
生態工学研究所	代表	J R・仙台駅	有
埼玉大学	教授	J R・北浦和駅 バス(埼玉大学前)	有
埼玉県環境科学国際センター	研究所所長	J R・鴻巣駅、バス(環境科学国際センター)	無
滋賀県琵琶湖環境科学研究センター	環境監視部門 専門員	J R・大津京駅	無
国土技術政策総合研究所	上席研究員	つくば駅、バス(土木研究所前) 研究所前	無



千葉県立中央博物館	生態学・環境研究科 主任上席研究員	J R・千葉駅、京成線（千葉寺）	無
東洋大学	教授	都営三田線・白山駅	有

(9) 報告書の作成

(1)～(8)までの検討結果をとりまとめ報告書を作成する。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時1回、中間時2回、成果品納品時1回の計4回、実施する。

4. 業務履行期限

平成29年3月28日まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 30部（A4版 250頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 5式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する

る監査を受け入れること。

- (3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 28 年 2 月 2 日閣議決定)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 28 年 2 月 2 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 204 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 205 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の

表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` ´」→「'」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（ファイル形式は一太郎 2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。